

第 29 回平塚市景観審議会

- 1 日 時 令和 6 年 1 1 月 6 日 (水)
午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 1 時 0 0 分
- 2 場 所 平塚市役所本館 4 階 4 1 0 会議室
- 3 出席委員 3 名
野原 卓、阿部 貴弘、田嶋 豊
- 4 欠席委員 2 名
小沢 朝江、町田 怜子
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部 武井部長
まちづくり政策課 平田課長
瀬川課長代理兼都市景観担当長
勝山主管
星野主査
秋澤主事
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第 4 5 条第 2 項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 0 名
- 8 あいさつ
- 9 議事
 - (1) 審議事項
議案第 1 3 号 景観重要公共施設制度の活用について (公開)
 - (2) 報告事項
屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて (公開)

[審議会開会 午前9時30分]

(会長)

それではここからは、私が議事を進行いたします。

会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき、原則公開となっております。

また、本日の議事録署名人は、私と阿部委員といたしたいと思いますので御了承願います。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

なお、本日の審議会の傍聴を希望しておられる方はおりません。

それでは早速、議題に入ります。議題「(1)審議事項 議案第13号 景観重要公共施設制度の活用について」ですが、平塚市長からの諮問を受け、本審議会にて答申をする案件でございます。後ほど、採決を取りますので、御承知おきください。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、景観重要公共施設の活用について説明いたします。

資料は右上の資料1-1、1-2、1-3と記載されたものとなります。

本議題は景観計画の変更を伴うことから、本日、本審議会に諮問を行うものです。

はじめに、前回の景観審議会で、「市道東海道本通り線の規定の適用表現について、路線の一体性を持たせるような表現にすべき」や、「各基準について細かく規定せず汎用性のある表現にすべき」などの御意見をいただきました。

その後、公共施設管理者と協議し、市道東海道本通り線の表現方法や整備に関する事項などを修正させていただきました。

つきましては、前回の景観審議会の資料から一部変更が生じたため、変更内容の説明をいたします。

資料1-1につきましては、平塚市景観計画(改定素案)として、8月16日から9月17日まで実施しましたパブリックコメントの資料と同様の内容となっており、前回審議会からの変更部分を黄色で塗っています。

なお、パブリックコメントの意見につきましては、後ほど説明いたしますが、今回の景観重要公共施設の指定とは直接関係ないものや、施設の維持管理に関する

る内容などであるため、今回の改定に反映できるものではありませんでした。

以上により、資料 1 - 1 は最終的な平塚市景観計画（改定案）として説明させていただきます。

それでは前回審議会から変更した主な内容の説明をさせていただきます。なお、文章の言い回しなど細かい修正も併せて行っておりますが、説明は省略させていただきます。

資料 1 - 1 の 1 ページを御覧ください。

1 つ目の改定の趣旨の文章を変更しました。前回の景観審議会ではスライドに示しているとおりの文章で、推敲している段階でありましたため、次のように変更しました。

今回の改定は、平塚市景観計画の改定であることから、平塚市景観計画の概要を示すとともに、景観重要公共施設の指定の趣旨をより詳しく伝えるため、スライドに示しているとおりの文章で、改定の趣旨を変更しました。

続きまして、県道 6 0 8 号の変更内容を説明いたします。資料の 3 ページから 5 ページも併せて御参考ください。

最初に資料の 5 ページになります。変更しました項目は「整備に関する事項」です。

前回の審議会で、「各基準について細かく規定せず汎用性のある表現にすべき」と御意見をいただき、公共施設管理者と改めて仕様について協議した結果、「自然素材は維持管理が困難であるため、素材を限定せず景観に配慮した素材など幅広い表現が望ましい」と意見がありました。

それらを踏まえて、県道 6 0 8 号以降説明させていただく全ての路線の整備に関する事項については、汎用性のある表現に変更しました。

それでは変更内容を説明します。変更前は 2 の舗装の 3 つ目の内容であり、「歩道の舗装は、自然石材等の使用に努め」という表現から「歩道の舗装は、景観に配慮した素材の使用に努め」に変更しました。

続きまして、5 の植栽の変更は 3 つ目の内容であり、「通りのシンボル性を強調する樹木を配置する」から、「通りに潤いをもたらすよう植栽を配置する」に変更しました。

次に市道東海道本通り線の変更内容を説明いたします。資料の 6 ページから 8 ページも併せて御参考ください。

前回の審議会で画面上の変更前の図に対し、「 と 」に分かれていて、 は一部の項目が除外されているが、 も も基本のルールがあった上で、 の方には

詳細なルールを定めることにより、1つの路線としての一体性を表現すべき」との御意見がありました。

その意見を踏まえて、変更後の図のように一体性がある表現に見直し、対象区間を海岸南中線から国道1号の約1.23キロメートルとすると共に、「基本方針」及び、「整備に関する事項」の「1基本的な考え方」は全区間適用、の海岸南中線から見附台周辺地区の区間については、上記に加え、「整備に関する事項」の「2舗装」から「6その他」、「占用許可基準」及び、「適用除外及び別途協議するもの」が適用という表現に変更しました。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。2の舗装の変更は、2つ目の歩道の舗装の内容で、「風情を感じさせる色彩とし、自然石によるボーダー舗装を一定の間隔で配置する」から、「風情を感じさせる色彩やデザインとする」に変更しました。

次に3の照明ですが、最初の車道照明柱の内容で、「シンプルな形状の直線ポール」から「直線ポール等シンプルな形状」に変更しました。

5の植栽については、変更前は、「見附町6号線、錦町1号線との交差点部の東側区間は、地被植物とブロック舗装を組み合わせた植栽帯を配置する。」「見附町6号線、錦町1号線との交差点部の西側区間は、低木と地被植物による植栽帯を配置する」から1つにまとめ、「地被植物や低木等景観に配慮した植栽を配置する」に変更しました。

6のその他については、変更前の2つ目の「平塚宿の浮世絵をあしらったデザインタイルを要所に配置する」、これを削除しました。

最後に見附町7号線についてです。資料の9ページから11ページも併せて御覧ください。

資料の10ページを御覧ください。2の舗装については、歩道の舗装内容で、「東海道本通り線との連続性を確保した色彩とし、アクセントとして自然石によるボーダー舗装を一定の間隔で配置する」から、「東海道本通り線との連続性を確保した色彩やデザインとする」に変更しました。

3の照明柱については、1つ目の照明柱の内容で、「シンプルな形状の直線ポールに」から「直線ポール等シンプルな形状で」に変更しました。

5の植栽については、「桜並木を設ける」から「桜を設ける」に変更し、「低木と地被植物による植栽帯を配置する」から、「地被植物や低木等景観に配慮した植栽を配置する」に変更しました。以上が、前回審議会から変更させていただいた主な内容です。

続きまして、県道608号、市道東海道本通り線、市道見附町7号線の3路線を景観重要公共施設として指定するに伴い、現行の景観計画を一部変更します。

現行の平塚市景観計画の冊子の40ページを御覧ください。現行では、「相模川を始めとする河川、海岸、道路、公園など、本市の景観を特徴づける公共施設については、今後、管理者などとの協議により、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準づくりをめざします」としています。

今回、初めて3路線を景観重要公共施設に指定することから、「相模川を始めとする河川、海岸、道路、公園など、本市の景観を特徴づける公共施設について、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準を別紙『景観重要公共施設』のとおり定めます」に変更します。

景観計画への掲載にあたっては、計画の構成上、資料1-1のうち、1ページ目にある「改定の趣旨」を除いた2項目目の「景観重要公共施設」以降の内容を、現行の景観計画の59ページ目の後ろに追加する予定です。

また、この他に景観計画の40ページの法第8条第2項各号関係のように、景観法の一部改正などにより、根拠法令の条ずれなどが生じていますので、適宜修正したいと考えています。

続きまして、資料1-2を御覧ください。令和6年8月16日から9月17日にパブリックコメントを行い、7件の御意見をいただきました。

意見については、1つ目は無電柱化の推進、2つ目は建物の高さの規制、3つ目は将来的に景観重要公共施設のエリアが拡大する際に色彩を具体的な色でなく彩度の制限などに留めてほしい。4つ目は街路樹を増やしてほしい。5つ目は公園の木をこまめに剪定してほしい。6つ目は歩道橋のペンキや道路の停止線などが消えかけていて汚い。7つ目は車道と歩道の間から草が伸びていて汚いがありました。

これら意見は、今回の景観重要公共施設の指定とは直接関係のない内容や今回の指定施設ではなく将来的なエリア拡大についての要望、また、公共施設の維持管理に関する内容であるため、今回の改定では反映せず今後、施策を推進していく上で、いただいた意見を活かしていく予定です。

なお、意見に対する本市の考えにつきましては、それぞれの意見に対して後日ホームページに公開します。

続きまして、平塚市都市計画審議会の意見についてです。

本件については、景観法第9条第8項で準用する第9条第2項の規定により、景観計画を変更する際は、市の都市計画審議会の意見を聴く必要があることか

ら、10月30日に開催された平塚市都市計画審議会から意見を聴取しました。

都市計画審議会の意見としましては、景観計画に関する意見と事務局への意見がありました。

はじめに景観計画に関してです。左が意見の要旨で、右が都市計画審議会の意見を踏まえた当課の考えです。

1つ目としまして、「平成7年に策定された歴史軸（旧東海道）景観整備基本計画と景観計画との整合性が図られているのか」について当課の考えは、「歴史軸景観整備基本計画を踏まえて、現在、景観計画として景観重点区域を指定していることから、景観重要公共施設にあたっては、基本方針など景観整備基本計画と整合性を図り策定しています」としました。

2の「今後、整備にあたっての住民からの意見など、どのように聴いていくのか」については、「今の整備状況も踏まえて、今後地元の方に意見を伺う等行なっていながら更なる指定を考えていきます」としました。

3つ目として、「市道東海道本通り線と市道見附町7号線の交差部にある横断防止柵の色彩について、他の色へ変える考えはあるのか」については、「景観としては、色合いは大事だと考えています。一方、設置の目的として安全性の確保である視認性というものも重要であり、一定の効果を得るため、色彩等について考慮が必要だと考えています」としました。

なお、運用上では、景観計画施行後、改修する際はダークグレーにするよう指導しますが、交通安全等の事由により視認性の確保が必要であれば別途協議し他の色彩もやむを得ないと考えています。

4つ目として、「今回のこの3路線のみ景観重要公共施設に指定すべきか否か判断が難しい」については、「基本的な考え方として今回は、景観重点区域内の公共施設の整備が進んでいる所若しくは整備がされている所について指定を考えます。また、今の整備状況も踏まえて、今後地元の方に意見を伺う等行なっていながら更なる指定を考えていきます。」としました。以上が、景観計画に関する意見です。

続きまして、事務局への意見として、「今後、平塚市景観計画の改定等のため、平塚市都市計画審議会へ意見聴取する際には、平塚市景観審議会での議論の内容について、平塚市都市計画審議会に資料を示し説明するよう要望します」との意見がありました。

この意見については、今後、平塚市景観計画の改定等のため、都市計画審議会を行う際には、検討経過などの資料を提示する等の対応をまいります。

なお、本改定素案につきましては、都市計画審議会として異議なしとの報告をいただいております。

続きまして、平塚市景観計画を改定するにあたり、現在の進捗状況と今後の予定等を説明します。

パブリックコメントを実施した後、再度、公共施設管理者と協議を行い、「整備に関する事項」等の同意を得ております。

先日、都市計画審議会を終え、本日の審議会の諮問を経た後に、令和7年1月に景観計画の改定を行い、令和7年4月1日に景観重要公共施設の指定を予定しております。

景観重要公共施設制度の活用についての説明は、以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

御説明ありがとうございました。皆さんから御意見いただく前に確認ですが、これは諮問になります。

景観計画の改定なので正確に改定を理解すると、皆さんのお手元に現行の景観計画がありますが、まずは景観計画の40ページにある第4章の6番の(1)に「その他の事項」というものがありまして、「景観上重要な公共施設の整備等に関する事項」、これがつまり景観重要公共施設のことを言っているとのことで、こここのところを書き換える。資料1-3の17ページにございまして、ここにある文言のとおり書き換えるということが1点と、もう1点が後ろに資料1-1の1ページ目の2番以降を丸ごと追加する、一言一句このまま掲載するということがよろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

これは資料1-1の1ページ目の2以降、第4章の後ろではなく、第7章の後ろに掲載するということがよろしいですか。第4章に景観重要公共施設について書かれているので、第4章の後ろの方が良いと思いますが。

(事務局)

別紙という形をとらせていただくので、現計画の最終ページの次に追加したいと考えています。

(会長)

ページ数はどうなるのですか。

(事務局)

60ページ目以降のページとなります。

(会長)

別紙に連番のページを振ることに違和感があります。改定に関する議論と最後に採決を取らせていただくということになります。

各委員から御意見、御質問等がありましたらよろしくお願いします。

(委員)

内容については特段、異論はありません。景観重要公共施設の制度の運用に関して、占用許可については、資料1-1の1ページで定めています。一方で、整備に関する事項については、恐らく制度上は、景観計画に定めてしまったら、協議が必要なくなるという制度設計だと思います。例えば県の行う整備について、整備に関する事項を定めてないうちは事前に協議が必要だが、でも定めてしまえば、そのとおりに行われるので、事前協議は行わなくてよいというような制度設計だったと思います。

とはいえ、市道や県道の整備を行う際、市の景観担当課が実態として、きちんと携われるような、仕組みはできているのでしょうか。今まで行ってきたのですか。

(事務局)

現在、市の景観条例第19条において、公共施設の整備については、事前協議書の提出を求めています。今回整備に関する事項を定めることで、確かに事前協議を省略するという考え方もあるかもしれませんが、それを確実に遂行して欲しいと担当としては考えていますので、事前協議の制度は変えず、引き続き行っていく予定です。

(委員)

あまり細かくは定めませんが、今までの考え方に則って、整備が行なわれる際は、内容が継承されていくということですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

分かりました。

(委員)

言葉の使い方で、若干気になる点があります。今回、基準ということになりますので、望ましいのは、できるだけ具体的なもの、その一方で運用する側としては、柔軟にとらえられるものという2点が求められると思います。

例えば、県道608号の舗装部分、「歩道の舗装は、景観に配慮した素材の使用に努め」とあります。東海道本通り線の植栽の部分、見附町7号線の植栽の部分では、「地被植物や低木等景観に配慮した植栽を配置する」と記載されていますが、景観に配慮するのは大前提で、その他の項目は、景観に配慮したという枕詞は使われていないかと思いますが、あえて「景観に配慮して」という言葉を入れる意味はあるのでしょうか。

例えば植栽なら、「地被植物や低木等の植栽を配置する」という書き方でも良い気がします。舗装でしたら、変更前は自然石という具体的な記載になっていたところ、若干柔軟にしたという経緯があると思いますが、「区間ごとの個性に応じた舗装材を使用する」というような書き方もあると思います。「景観に配慮した」という言葉について、あえて意図的に使用しているのかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

こちらについては、変更前のものが若干、詳しく書かれていましたので、汎用性を広げるような表現にするため、景観に配慮したという表現を使わせていただいています。

(委員)

舗装は、「景観に配慮した」というニュアンスは分かるのですが、植栽ですと、逆に景観に配慮しない植栽とはなんだろうと思います。

例えば、舗装ですとアスファルト舗装は景観に配慮されていないという印象がありますが、植栽で、ツツジは景観に配慮しているが、マテバシイは景観に配慮していないということはないので、違和感があります。

(事務局)

東海道本通り線ですと、地被植物や低木等、高麗山の眺望を阻害しないというのが前提ですので、そのような景観に配慮した植栽を配置してくださいという意味合いがあります。

(事務局)

それと、歴史軸、平塚宿という観点もありますので、場所の特性に合ったという意味でも、「景観に配慮した」という言葉を入れさせていただいています。

(委員)

少し強調するような意味合いで入れているということですね。

(会長)

今の御意見ですが、それならば、「場所の特性に合った」と書いてしまえば良いのではありませんか。景観のための仕組みですので、景観に配慮するのは当然だという委員の御指摘だと思います。

(委員)

逆に、「景観に配慮した」という言葉が入っていない箇所が多いので、そこは景観に配慮しなくて良いのかという変な指摘が無ければ良いと思います。

(会長)

細かい言い回しについては、最後まで調整いただければと思います。

私の方から何点が確認がありまして、1点目は、前回出てきた意見における、基準を細かく規定しないということについては、表現を緩めるというよりも、そ

もそも整備事項に関してあまり細かく書いてしまうと、景観計画を改定する手続きが増えてしまう可能性があるということで、普通、運用基準レベルの内容がかなり盛り込まれていて、手続きの仕組みとして大丈夫ですかという確認だったと思います。

今回、別紙にしたということで、何らかの、そのあたりをうまくやっていく配慮があるのでしょうか。それとも、別紙にしても、手続きとしては同じでしょうか。

(事務局)

景観計画の基準自体を変えることになりますので、別紙にしても、例えば、今回のように、景観審議会に諮るような手続きが省略されたりすることはありません。

(会長)

だとすると、やるからにはきちんとやりましょうという考え方もありまして、厳しいなら厳しく設定しようというやり方もあります。緩まっているところも、場所によるという感じがしまして、色彩などはかなり厳しいですが、素材などはかなり緩いので、そのあたりのバランスは取れているのかというのは気になります。

それらも含めて、基準としてやるので、改定が生じた場合は、景観計画の改定に則るということですね。となると、しっかり運用していかなければならないと思いますので、確認をお願いします。

また、第4章の変更の部分について、「今後、管理者などとの協議により、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準づくりをめざします」となっていますが、今回、基準の1つ目ができたということで、「景観重要公共施設を定めます」とありますが、今後、増える可能性もあると思いますので、今後もめざしていくニュアンスも、もう少しあっても良いのではという気がしますが、そのあたりはいかがでしょう。

(事務局)

今後、景観重要公共施設が増えるということについては、そのあたりも踏まえ、構成上、別紙という形になっています。さらに、「相模川を始めとする河川、海岸、道路、公園など」という表記がありますので、今後、道路か海岸かは分かり

ませんが、さらに広げていくというのは、この文章から読み取れるのではと思います。

(会長)

別紙という言葉に込められているということでしょうか。

(事務局)

それに加え、海岸、公園などというところに、更なる考えがあると読み取れると思っています。

(会長)

「今後、めざします」という文言はあっても良いと思いますが、無い方が良いという考えでしょうか。別紙というところに込められているという理解で良いでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

都市計画審議会の意見について、2つほど質問があります。1つ目に都市計画審議会の意見の4点目、「今回のこの3路線のみ景観重要公共施設に指定すべきか否か判断が難しい」とありますが、文脈としてはどのような意味でしょうか。もっと他は指定しなくても良いのかという意味の発言なのか、そもそもこの3路線を指定して良いのかという疑問なのか、どういう意味でしょうか。

(事務局)

こちらについては、都市計画審議会の当日、スライド等で説明を行ったのですが、手元の資料だけでは、なぜこの3路線が出てきたのか読み取れなかったということから、このような御意見が出てきたのだと思います。

(事務局)

今回はスタートとして、景観重点区域をベースに3路線を指定したいということで、この部分については委員の皆様にご説明させていただいたのですが、

大前提としての考え方の説明等が若干、不足していたところがあり、事務局に対しこのような御意見をいただきました。

（会長）

今まで、東海道本通り線の整備などは、都市計画審議会では議題として上げたことはなかったのですか。

（事務局）

上がっていません。

（会長）

では、そのあたりの御説明が足りなかったという理解で良いでしょうか。

（事務局）

特に歴史軸に関しては、路線ではなく、ある程度の広がりのある面になっています。その中で東海道本通り線が、旧東海道の路線とずれているところもありますので、そのあたりはどうかという意見だと解釈しています。

（会長）

そのあたりは、今後も考えていくということによろしいでしょうか。

また、1番の御質問も重要な項目だと思います。恐らく、前回御示しいただいた整備の方針などが何に基づいているかということ、この歴史軸景観整備基本計画など、今まで議論されていたことが反映されていたのが、今までの形だったと思いますが、今回、改定で色々変えたりしている中で、それが元の計画と整合しているかどうかチェックされているのかということだと思いますが、それは整合性が図られているという理解でよろしいでしょうか。そういった資料が無かったので確認なのですが、整合性を図らなければならない中で、逆に整備基本計画が変わることもあるかもしれませんが、この2つの関係をどう捉えていますか。

（事務局）

資料1 - 1の7ページ目の「基本方針」に、「道路デザインの方針」がありますが、この「道路デザインの方針」を作成するにあたって、今までの計画との整合性を図りながら当該方針を作成しています。今回の景観重要公共施設の指定

にあたって、当該方針を踏まえて基本方針を定めているので整合性が図られていると考えています。

(会長)

2つありまして、そのことがうまく明示されているのか、このデザイン方針が、整備基本計画から基づいていると示されていれば分かると思いますが、これだけだとそれが分かりませんので、その部分の補足があると良いというのが1点と、それと、内容としても問題ないでしょうか。具体的な中身に関する事項に関しても、そこで定められている項目に対応した改定や修正に、改定と言っても景観計画そのものは別紙の追加だと思いますが、今まで議論していた内容から、変更されている部分もあると思いますが、連動しているということによいでしょうか。そのあたりも確認していただければと思います。

あと、資料1 - 2のパブリックコメントの手続きについてですが、4番が「市民意見の対応案」となっていますが、これからお答えするというところでよろしいでしょうか。そうしますと、例えば、街路樹の話などは直接関係なくはない気がします。今回、みどりの部分も含めて記載されていますので、対応案の書き方というか表現を、直接関係ない内容というよりも、今回の軸を考える中で、今後反映していくとするなど、御配慮いただければと思います。

特に地球温暖化、暑熱問題などは課題になっていまして、一方で管理の問題もあり、相反する部分もあるのですが、そのあたりも含めてどう考えるかだとか、色々な問題を抱えている中で、どうしていくかというのは大事な議論だと思います。

今回は高麗山の眺望などを考えて規定したということですが、今後、道を使ってもらいながら、豊かな街路空間を形成しようとしたときに、そのあたりをどう考えるかというのは、とても重要な問題でもあります。今後、どう考えているかというものを含め、検討していただければと思います。

(事務局)

パブリックコメントにつきましては、まとめられるところはまとめの回答となりますが、今回の計画に対しては、参考意見かもしれませんが、行政としてその部分の対応というところは、お答えできる部分については、お答えしていきたいと思います。

(会長)

関係ないのでやりませんではなく、適正に考えた上でやっているということをお理解いただけるよう、御検討いただければと思います。

(委員)

パブリックコメントですが、2番の御意見、建物の高さなどは、景観計画を策定するとき、駅前の高度地区をどうするかという話ですとか、湘南銀河大橋、相模川沿いの工場地帯の高度地区をどうするかという話と、一方で、景観計画で富士山と高麗山の眺望が今後確保できるかということを検討し、今の状態になっていますので、大丈夫な部分もあれば、中心市街地、駅前は色々な制度の中でタワーマンションが建設されているような部分もあります。これに詳細に回答する必要はないとは思いますが、市の担当課の皆様だけでも、眺望に関しては検討して今があるということは押さえておいていただければと思います。

(会長)

今回は景観重要公共施設の制度を活用した第1号の案件として、県道608号と東海道本通り線等を位置付けるということですが、景観ですので、周りのことを含めて考えていく必要があります。今までもそうやって考えられてはいると思いますが、改めて、全体の景観としてどうなのかというところを考えていただき、必要に応じて、全体の景観計画の確認もお願いします。

もう一点、景観重要公共施設の各路線についての説明の際、そもそもこの道がどのような道なのか、あまり書かれていない気がしまして、例えば東海道本通り線は、名前が東海道本通り線なので、東海道本通りなのだろうというのは分かるのですが、そもそもこれが東海道本通りだということが書かれていない気がします。

基本方針を見ても、平塚宿とは書かれていますが、東海道本通りを知っていることが前提として書かれていまして、例えばですが、景観重要公共施設の指定理由を手前に書きますが、そこで、歴史的になんとかであるなど、一言、この道がこうであるというとか、軽く一言添えてもらえると、先ほどの3路線の話もありましたが、なぜここをやっているのかと聞かれたときに、歴史軸であることは書かれていますが、ここは非常に重要な歴史軸であり、そもそもここが東海道本通りであるということを一言足していただければと思います。そうすれば、ここは非常に重要な道であるということが示せるのかと思います。軽く表現だけ加えて

いただければありがたいと思えました。いかがでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(会長)

景観重要公共施設について、他自治体ではどのような道なのか、どのような場所なのかということを書いてあることが多いので、意味合いを書いていただけると、どうしてこういったことをやらなければいけないのかというのが、それを受け止める側も理解しやすくなると思います。

では、御欠席の委員の御意見はありますか。

(事務局)

それでは、町田委員から事前にいただきました御意見について、御報告いたします。町田先生からは、特に意見はありませんでしたが、参考意見として、「パブリックコメントについては、今回の景観重要公共施設制度とは直接関係ない意見であるが、せっかくいただいた意見なので、これからも景観行政に興味をもってもらえるような回答をしていただければありがたい」との御意見がありました。

なお、小沢委員につきましては、本日、急な御欠席のため事前に御意見はいただいてはございません。

(委員)

資料1-1の2ページの「景観重要公共施設位置図」について、都市のシンボル軸、歴史軸、海へのシンボル軸の3つの凡例がありますが、今回はこのうち、歴史軸と海へのシンボル軸の範囲内の公共施設について、景観重要公共施設の指定を行うと理解しています。ちなみに都市のシンボル軸を示す範囲が点線で示されている理由は、なぜですか。

(会長)

特に問題が無ければ、3つとも同じ表現で良いのではと考えます。

(事務局)

印刷の際に白黒等の印刷でも違いが分かるように表現しています。

(会長)

見やすくなっていれば良いと思います。

(会長)

文言のほんのちょっとした修正については、会長に一任させていただき、修正することが前提かもしれませんが、全体を通じて、「議案第13号 景観重要公共施設制度の活用について」ということで景観計画をそれに基づいて改定するということについての、この原案の内容に異議がないか採決を取りたいと思います。

では、「議案第13号 景観重要公共施設制度の活用について」、原案の内容に異議はございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

皆様、異議なしということで、「議案第13号 景観重要公共施設制度の活用について」は、原案通り、ちょっと部分的に文言を修正することを含めて、御了承いただいたということにさせていただきたいと思います。

なお、この決定に関する答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

御了承をいただきましたので、ここでの答申書の作成は省略し、皆様には、後日、答申書の写しを送付させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

（会長）

ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

続きまして、議題（２）報告事項になります。「屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて」の最終的なまとめということでの御報告となります。御説明をお願いします。

（事務局）

それでは、屋外広告物の安全性確保に関する見直しについて説明します。前回の審議会からパブリックコメントを実施しましたので、その意見等についても併せて説明します。資料は右上に資料２ - １、２ - ２、２ - ３と記載されたものになります。

内容については、これまでの審議会で説明してきたものと変わりはありませんが、屋外広告物条例の一部改正にあたり、今回が最終的に確認していただきたいものになりますので、こちらの内容を要点を絞って説明いたします。

「１見直しの経緯」です。資料２ - １の１ページも併せて御確認ください。老朽化等による屋外広告物の落下等の事故を受け、国土交通省がガイドラインの一部改正及び安全点検指針案を策定しました。

本市もこのガイドライン等を参考に、安全性の確保の更なる推進を図るため、平塚市屋外広告物条例の一部改正を行います。

続いて、「２見直し（案）」についてです。「（１）所有者、占有者を管理義務に明記」ですが、所有者、占有者の管理義務を明確にするために必要な条文の整備を行います。

３ページを御覧ください。「（２）有資格者による点検の義務化」について、「有資格者の点検対象とする広告物について」です。現行では、一定の規模以上の広告物に求めている有資格者による安全点検を、簡易な広告物を除く全ての広告物に義務付けます。

「有資格者の点検対象から除く簡易な広告物について」です。貼り紙、ポスター、広告旗など広告物の形態、目的等から、危険のリスクが少ない簡易な広告物については、有資格者の点検対象から除きます。

「資格要件の見直しについて」です。従来よりも点検対象が広がり、点検項目も増えるため、構造等に関する専門知識を持つ１級建築士及び２級建築士を資格要件に追加します。また、公益社団法人日本サイン協会と一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が連携して開催している、屋外広告物点検技能講習の修了者

も追加します。

なお、後ほど御説明しますが、パブリックコメントでの意見を踏まえ、有資格者の点検対象とする広告物の拡大に伴い、新たに有資格者の点検対象となる広告物について、資格取得の機会を確保するため、有資格者による点検義務の規定の適用を、改正条例の施行後3年間、令和10年6月末まで猶予する経過措置を設けます。

続いて「(3)点検報告書提出の義務化」です。点検報告書の提出についてですが、現在、許可の満了後に継続許可を要する屋外広告物について義務付け、併せて同一許可申請内の許可不要の屋外広告物についても提出を求めています。これらに加え、現に設置されている掲出物件を使用して新たに屋外広告物を表示する場合にも、掲出物件の劣化による危険性を考慮し、新規許可申請時に点検報告書の提出を義務付けます。

4ページを御覧ください。「(4)点検項目の細分化」です。点検項目につきましては、現在の5項目のところ、国の安全点検指針(案)に基づき、それぞれの部位ごとに2から3項目の点検を行い、全17項目に細分化し、安全性の確保に努めます。

以上、この案に沿って、先日、パブリックコメント手続きを実施しました。

続きまして、「3パブリックコメントの意見について」です。資料2-2を御覧ください。まず、意見の募集期間は、令和6年8月16日金曜日から令和6年9月17日火曜日までで実施しました。意見数は1件で、提出された意見内容の要旨は、「自社の看板の点検を自ら行えるように、本年度、神奈川県屋外広告物講習を受講しようとしたが受講できなかったため、講習会を受講できるまで一定期間、猶予がほしい」との内容でした。

次に市民意見の対応案です。先ほど説明させていただいた内容と一部重複しますが、神奈川県等が主催する屋外広告物講習会は、屋外広告物の点検の際の資格の1つとなっています。毎年1回、8月中旬募集開始で、11月頃に開催されますが、定員超過により受講できないことなどがあることから、今回、有資格者の点検対象とする広告物の拡大に伴い、新たに有資格者の点検対象となる広告物について、資格取得の機会を確保するため、有資格者による点検義務の規定の適用を、改正条例の施行後3年間、令和10年6月末まで猶予する経過措置を条例の附則に規定したいと考えています。なお、意見についての最終的な回答は、後日ホームページにて公開します。

最後に今後のスケジュールです。本日の審議会で議論していただいた内容を踏

まえ、例規審査を行った後、屋外広告物条例の一部改正（案）を令和7年3月の議会に上程する予定です。その後、3か月程度の周知期間の後、令和7年7月に改正条例等を施行したいと考えています。以上で説明を終わります。

（会長）

ありがとうございます。この御説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

（委員）

内容というよりも、講習会について、定員超過は毎年のようにあるのでしょうか。

（事務局）

過去3年間、毎年超過しているようです。

（委員）

もう少し年2回とか、県に要望を出されてはいかがかなと思いますが。

（会長）

ちなみに、この国のガイドライン改定で、県内の他自治体も同様なことで例えば枠をもう少し広げるような情報はないのでしょうか。さらに定員が超過するようなことになりませんか。

（事務局）

このタイミングで改正に動いている情報はありません。

（委員）

重要な講習会だと思いますが。

（事務局）

年1回、神奈川県と屋外広告物の条例を持っている自治体が集まって、色々な議題について検討する場がありますので、状況等お話をさせていただきたいと思います。

(委員)

パブコメ以外でも、協会の皆さんに御説明されているかと思いますが、そこで意見等は、特段無かったのですか。

(事務局)

建築士の協会には、事前にお話をさせていただいて、もし点検の依頼がありましたら請けることは可能とお答えいただいています。ただし、物件にもよると思っています。

(委員)

屋外広告物関連の協会だとか、組合にはお話はされていないのですか。

(事務局)

こちらからは特段、接触していません。

(委員)

お話されたほうが、実効性が高まるのではないかと思います。

(事務局)

県内でも、神奈川県でも同様の取り組みをしておりますし、茅ヶ崎市等も行っていきますので、支障がないものと考えています。

施行前でも案が確定しましたら、早い段階で窓口にて業者へお知らせできる情報は、お知らせしていきたいと思えます。

(委員)

これまでの議論の中で、所有者、占有者、管理者、設置者、表示者が非常に分かりづらいとお話させていただく中で、図などを使っていただいで、だいぶ理解が深まるようになりました。

一点、確認させていただきたいのですが、これまで御説明いただいでる内容かと思いますが、この中には施工業者さんは含まれないという認識でよろしいのですよね。所有者、占有者、管理者、設置者、表示者から依頼、発注を請けて、屋

外広告物掲出物件、屋外広告物を掲出する工作物を設置する工事業者は、この中には含まれないということでしょうか。

(事務局)

実際に、現地に掲出物件を設置される方が設置者に該当します。

(委員)

それが意外と一般の人には分かりづらく、設置者というのが設置を依頼した人なのか、実際に現場でコンクリートを打って、鉄骨を設置した人を一般的な人は設置者とみられると思いますが、工事をする人は、これには含まれていないということですか。

(事務局)

工事する人が設置者になります。

資料2 - 1の1ページ目にある設置者について、とありますが、実際に現場で工事をする業者は に当たります。

(委員)

は、私の理解は、屋外広告業者がそこに設置するように業者に頼むのかなと思ったのですが、頼まれた業者さんにも管理義務が発生するということなのか。

(事務局)

屋外広告物法上は、実際に工事を行う場合は屋外広告物業の登録が必要になってきます。

一般的な土木業者、建設業者ではなくて屋外広告物の業として登録をしていないと施工はできないということです。

(委員)

例えば、ロードサイドに、色々なチェーン店の独立広告板がありますが、建設業者は広告業の資格を持っていないと設置できないのですか。

(会長)

講習を1回受ければ取れるようなので、屋外広告業者になるのは、ハードルはそれ程高くないということですね。屋外広告物の業者は皆、業を持ってるということですね。

(事務局)

営業所に有資格者がいれば、業は取れるようになってます。

(会長)

屋外広告業者という言葉に、それが含まれているとおっしゃっていると思いますが、もし分かりやすくするのであれば、設置という言葉が施工を含んでいるのか少し分かりにくいということだと思うので、例えば、設置・施工をする屋外広告業者と書けば、なんとなくイメージしている施工をする人も含んでいると伝えられやすい可能性もあるのかと思います。

普通、屋外広告業者というと、一般の人は施工者とはあまり思わないですが、法律上は施工する人が業を持っているということなのですが、その辺が伝わりにくいということなのではないでしょうか。施工をする人ですよということが伝わる表現にするために設置・施工とするとなんとなくイメージが伝わりやすいと思います。

その他いかがでしょうか。

それでは、欠席されている町田委員の御意見が、あれば、お願いいたします。

(事務局)

それでは、町田委員から事前にいただきました御意見について、御報告いたします。町田先生からは、「パブリックコメントの意見を受けた、経過措置という対応については異存ない」との御意見がありました。

(会長)

この件につきましては、何度か議論を重ねてまいりましたので、総まとめとして私も経過措置の講習の定員超過が気になりますが、コントロールできないことです。難しいことだとは思いますが、ぜひ、先ほど説明があった機会をみて、この制度を有効に運用するために、講習を受けられないというのがネックになっているのはもったいないので、回数を増やすのか定員を増やすのかは分かりませんが、御検討いただきたいという要望を出していただければと思います。

では、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

こちらは報告事項となりますが、今、御説明いただいた形で進めていきたいとのことだと思しますので、よろしくお願いたします。

御意見無いようでしたら、議題（２）も終了とさせていただきたいと思します。これをもちまして、今回の議題は以上となります。

[審議会閉会 午前 11 時]